平成２４年（へ）第３号
東京都中央区日本橋２丁目16番７号
申立人　アスカバイオ株式会社
代表者代表取締役　吉井　　忠
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月15日
平成24年８月１日　　静岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ35300
金額　2,124,150円
支払期日　平成24年５月31日
支払地　静岡市
支払場所　株式会社名古屋銀行静岡支店
振出日　平成24年２月29日
振出地　静岡市清水区長崎167
振出人　双葉肥料株式会社　代表取締役　大村　清彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第５７号
東京都大田区南六郷１丁目３番２号
申立人　株式会社キョウエイテクノ
代表者代表取締役　松高　智治
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月19日
平成24年８月１日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＫ221174
金額　540,015円
支払期日　平成24年10月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪西支店
振出日　平成24年６月29日
振出地　大阪市西区新町１丁目33番８号
振出人　井上特殊鋼株式会社　代表取締役　井上　寿一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第４号
広島県尾道市瀬戸田町垂水1720番地の１
申立人　サカヱ機工株式会社
代表者代表取締役　永井　温樹
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月12日
平成24年７月31日　　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＦ06375
金額　786,240円
支払期日　平成24年７月31日
支払地　広島市
支払場所　商工組合中央金庫広島支店
振出日　平成24年３月26日
振出地　広島市
振出人　大西電機工業株式会社　代表取締役　大西　憲正
受取人　広島軽金属株式会社
裏書人　広島軽金属株式会社　代表取締役　中野　　誠
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

平成２４年（へ）第１号
愛知県江南市布袋町東202番地、登記記録上の住所愛知県江南市大字小折4692番地
申立人　丸井合名会社
代表者代表社員　村瀬　幹男
権利の届出の終期　平成24年11月30日
平成24年８月１日　　犬山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　江南市布袋町東212番
宅地　395.93平方メートル
⑵登記年月日　一宮区裁判所布袋出張所大正13年11月26日登記
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
受付年月日・受付番号　大正13年11月26日受付第3216号
原因　大正13年11月６日設定
目的　建物の建築
範囲　道路付北側間口４間６合奥行21間７合３勺９才100坪
存続期間　設定の日から25年
地代　１ケ年玄米１石１斗６升６合及び１反歩に付１ケ年玄米４石の割合
支払期　毎年２月８月の２回に其当時布袋町掟米相場に従い金銭に換算して支払をなす
地上権者　江南市大字小折4693番地　石黒　次郎
共同目的物件　同所213番、214番の土地

平成２４年（へ）第２号
愛知県江南市布袋町東202番地、登記記録上の住所愛知県江南市大字小折4692番地
申立人　丸井合名会社
代表者代表社員　村瀬　幹男
権利の届出の終期　平成24年11月30日
平成24年８月１日　　犬山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　江南市布袋町東214番
宅地　151.27平方メートル
⑵登記年月日　一宮区裁判所布袋出張所大正13年11月26日登記
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
受付年月日・受付番号　大正13年11月26日受付第3216号
原因　大正13年11月６日設定
目的　建物の建築
範囲　道路付北側間口４間６合奥行21間７合３勺９才100坪
存続期間　設定の日から25年
地代　１ケ年玄米１石１斗６升６合及び１反歩に付１ケ年玄米４石の割合
支払期　毎年２月８月の２回に其当時布袋町掟米相場に従い金銭に換算して支払をなす
地上権者　江南市大字小折4693番地　石黒　次郎
共同目的物件　同所213番、214番の土地

平成２４年（へ）第３号
愛知県江南市布袋町東213番地
申立人　石黒　三郎
権利の届出の終期　平成24年11月30日
平成24年８月１日　　犬山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　江南市布袋町東213番
宅地　236.26平方メートル
⑵登記年月日　一宮区裁判所布袋出張所大正13年11月26日登記
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
受付年月日・受付番号　大正13年11月26日受付第3216号
原因　大正13年11月６日設定
目的　建物の建築
範囲　道路付北側間口４間６合奥行21間７合３勺９才100坪
存続期間　設定の日から25年
地代　１ケ年玄米１石１斗６升６合及び１反歩に付１ケ年玄米４石の割合
支払期　毎年２月８月の２回に其当時布袋町掟米相場に従い金銭に換算して支払をなす
地上権者　丹羽郡布袋町小折4693番地　石黒　次郎
共同目的物件　同所212番、214番の土地

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第３３４号
愛媛県東温市樋口496番地２
申立人　渡部セツ子
本籍愛媛県東温市山之内1695番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　渡部　景晴
大正８年８月22日生
公示催告期間満了日　平成25年２月24日
松山家庭裁判所

平成２４年（家）第３３７号
鹿児島市真砂町75番２号
申立人　井上　順一
本籍鹿児島市錦江町１番地22、最後の住所鹿児島市小野町以下不詳
不在者　迫田ヒロ子
昭和12年６月５日生
公示催告期間満了日　平成25年２月28日
鹿児島家庭裁判所

平成２４年（家）第４４０号
鹿児島市清和２丁目６番２号
申立人　池田　純子
本籍鹿児島市真砂本町17番地１、最後の住所鹿児島市郡元町625番地１
不在者　寺村　重春
昭和５年３月15日生
公示催告期間満了日　平成25年２月28日
鹿児島家庭裁判所